

定

款

株式会社 シー・ヴィ・エス・ベイエリア

2023年3月2日 改訂

定 款

第 1 章 総 則

第1条 (商号)

当会社は、株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリアと称し、英文では CVS Bay Area Inc. と表示する。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. フランチャイズによるコンビニエンス・ストア事業の経営
2. 流通業、コンビニエンス・ストア、宿泊業及び観光業等に関する研究、研修、広告宣伝、情報提供並びに印刷物の発行
3. はがき、切手、印紙類及び当選金付証票法に基づく当選金付証票の売捌
4. タバコ、酒類、米穀類の販売
5. 医薬品、医療用補助備品、化粧品の販売
6. 生命保険、損害保険募集業務
7. 銀行代理業及び証券仲介業
8. 信託契約代理業
9. 損害保険代理店業務
10. 飲食店、各種娯楽施設の経営
11. ホテル、旅館及びその他宿泊施設等の経営並びに旅行業法に基づく旅行業
12. 住宅宿泊事業法に基づく、宿泊事業、管理業及び仲介業
13. 不動産の取得、所有、処分、賃貸借並びに管理及び仲介業
14. 住宅、建物等に関する清掃、保守及び營繕サービス等並びに警備等の管理運営業務
15. 食品、日用雑貨等の宅配業
16. 公共料金等の料金収納代行業並びに各種チケット類及びプリペードカード等の販売
17. 宅配便、クリーニング等の委託取次業並びに複写機や情報端末等の利用サービスの提供
18. 古物営業法に基づく売買
19. 労働者派遣業及び有料職業紹介業
20. 生鮮食品、加工食料品の販売
21. 日用品雑貨等の販売
22. 前各号の事業に関わる経営技術援助、指導並びに情報の提供
23. 有価証券の保有及び運用
24. 不動産、有価証券その他に対する投資業務
25. 前各号に付帯する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を千葉県市川市に置く。

第4条 (機関の設置)

当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、12,000,000 株とする。

第7条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第8条 (単元未満株式の買増し)

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

第9条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

第10条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第11条 (基準日)

当会社は、毎年2月末日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

第12条 (招集の時期)

当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集する。

第13条 (招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 14 条 (決議要件)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

第 15 条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 17 条 (員数)

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、9名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第 18 条 (選任)

取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第 19 条 (任期)

取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 20 条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第 21 条 (取締役会)

取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある時は、取締役会にお

- いてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。
 3. 取締役が、取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
 4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第 22 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、監査等委員である取締役と区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

第 23 条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を若干名選定することができる。

第 24 条 (監査等委員会)

監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

第 25 条 (会計監査人の設置)

当会社は、会計監査人を置く。

第 26 条 (選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 27 条 (任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会で再任されたものとみなす。

第 28 条 (報酬)

会計監査人の報酬等は、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、全ての代表取締役）が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 取締役及び会計監査人の責任免除

第 29 条 (責任免除)

当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。
3. 当会社は、会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

第 8 章 計 算

第 30 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

第 31 条 (剰余金の配当決定機関)

当会社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより剰余金の配当を行うことができる。

2. 当会社は、前項に定める剰余金の配当を株主総会の決議によっては行わない。

第 32 条 (剰余金の配当の基準日)

取締役会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. また、取締役会の決議により、毎年 8 月末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
3. 前 2 項のほか、取締役会の決議により、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 33 条 (自己株式の取得)

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 34 条 (配当金の除斥期間)

剰余金の配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、取締役会の決議によって、第36期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお、同定期株主総会の終結に伴う変更前の定款第27条第3項の定めるところによる。

本定款は、2023年3月2日より効力が生じるものとする。